

商品概要説明書（法人用）

定期積金

（平成23年4月1日現在）

1. 商品名	・定期積金
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま（商品概要説明書（個人用）は別にあります。）
3. 期間	・6か月以上5年以下（6か月単位）
4. 払込方法 （1）払込方法 （2）払込金額 （3）払込単位	・契約期間内で掛金を分割にて払込いただきます。 ・掛込周期は、1か月、2か月、3か月、4か月、6か月があります。 ・1回当たり1,000円以上 ・1,000円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の年利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店（所）または本店 信用統括部（電話：098-831-5559）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、沖縄県農業協同組合中央会が設置・運営する沖縄県JAバンク相談所（電話：098-831-5109）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合本店信用統括部または沖縄県JAバンク相談所にお申し出ください。 鹿児島県弁護士会紛争解決センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記沖縄県JAバンク相談所（電話：098-831-5109）にお申し出ください。
12. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

JA おきなわ